

○3月9日夜、デサンティス・フロリダ州知事は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って非常事態宣言を発令しましたので、概要を以下のとおりお知らせします。

<http://www.floridahealth.gov/diseases-and-conditions/COVID-19/travel-notice.html>

○在留邦人の皆様におかれましては、新型コロナウイルスに関して州政府が採る今後の措置にもご留意下さい。

非常事態宣言(当館仮訳)

1 調整責任者の権限

(1)州知事は、緊急事態管理局長(the Director of the Division of Emergency Management)を緊急期間中の調整責任者に指名し、州の包括的な緊急管理計画を実行させる。また、保健庁長官を調整副責任者及び現場指揮官に指名する。

調整責任者は次の権限を有する。

ア 緊急事態に対処するため、連邦政府の全関係機関から支援を求め、合意に達することができる。

イ 必要に応じて、追加の調整副責任者を指名できる。

ウ 必要に応じて、緊急事態の緩和、対応、または回復を阻止、妨害または遅延させる如何なる法律、規則及び命令の効力を一時的に停止することができる。

エ 権限の行使に必要な発注を行うことができる。

2 州知事は、フロリダ州兵総局長官(Adjutant General)に対し、必要に応じて州兵を活動させることを命ずる。

3 法律等の効力停止の可能性

(1)州知事室は、緊急事態に対処するため、州関係機関に一定程度の予算権を与える予算編成に影響を及ぼす法律及び規則を一時的に停止する可能性がある。

(2)各州政府機関は、事業(state business)管理にかかる手続きを定めた規制法の規定、命令、当該機関の規則に関し、これらの遵守が緊急事態への対処に必要な行動を阻止、妨害または遅延させる場合、一時的に停止する可能性がある。これは、リース、印刷、購買、旅行並びに従業員の雇用及び補償の条件に影響を与えうる。

(3)薬剤師は、本緊急事態宣言の下にある地域または郡の居住者及び救急隊員に対し、最大30日間分の処方薬を補充することができる。

(4)フロリダ州政府の管轄下にある各行政機関は、次に関連する法律によって(通常)必要とされている手続きを放棄することができる。

ア 公共事業及び地域社会の健康、安全及び福祉の確保に必要な如何なる慎重な行動

- イ 契約の締結
- ウ 負担義務
- エ 正社員及び契約社員の雇用
- オ ボランティア要員の活用
- カ 設備のレンタル
- キ 必需品, 原材料, 施設の確保及び配布
- ク 公的資金の充当及び分配

(5) 州の建物及び施設の使用に責任を有する全ての州関係機関は, 緊急事態に対処するため, これらを閉鎖することができる。

4 他の州で発効された優秀かつ有効な資格を有する医療専門家, 医療従事者, ソーシャルワーカー及び心理カウンセラーは, 緊急事態の間, フロリダ州でこれらのサービスを提供することができる。無償または米国赤十字ないしフロリダ保健庁の後援の下でサービスを提供することが条件である。

5 本緊急事態宣言は, 延長しない限り, 60日後に失効する。

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話 : 305-530-9090 FAX : 305-530-0950

代表 HP : <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>